

## 公募型簡易プロポーザル説明書

設計業務に係るプロポーザル提出に関する詳細は下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 新長田南合同庁舎設計業務
- (2) 業務内容 施設建築物の基本設計・実施設計他
- (3) 履行期限 平成29年10月末(予定)
- (4) 発注者 (一財) 神戸すまいまちづくり公社

ただし、実施設計については兵庫県、神戸市も契約当事者となる可能性があります。

#### 2. 業務の詳細な説明

別添企画書のとおり

#### 3. プロポーザルの参加資格及び提出者の選定基準

##### (1) プロポーザルの参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 兵庫県、神戸市、(一財)神戸すまいまちづくり公社から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

##### (2) プロポーザル提出者の選定基準

| 評価項目                        | 評価事項  |
|-----------------------------|---|
| 1. 事務所の実力<br>(業務経歴等)        | 主要業務実績<br>同種・類似業務実績数、同種・類似業務適応性<br>技術者数、有資格者数   |
| 2. 担当チームの能力<br>(技術職員の経験と能力) | 管理技術者及び主任技術者の資格・経験<br>管理技術者及び主任技術者の業務実績<br>管理技術者及び主任技術者の繁忙度<br>協力事務所の使用の妥当性<br>協力事務所の能力・資格・経験 |

##### (3) プロポーザル説明会の案内

選定された者には、プロポーザル説明会の案内を送付します。選定されなかった者には選定結果を通知します。

#### 4. 手続等

##### (1) 担当課

〒650-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号サンパル9階  
一般財団法人神戸すまいまちづくり公社総務部経営企画課事業推進係  
電話：078(251)8302 FAX：078(251)5628  
E-mail: proposal@kobe-sumai-machi.or.jp

(2) 「参加表明書」の提出期限並びに提出場所及び方法

平成28年1月12日(火)17時00分

上記4.(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る)してください。

5. 「参加表明書」様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

参加表明書については、作成要領のとおり作成のうえ、押印をして提出して下さい。

問い合わせ先は、上記4.(1)に同じです。

6. プロポーザルの作成様式及びヒアリング等

プロポーザルの作成要領、受領期限、提出場所及びヒアリングの日時、場所、留意事項等については別途説明会を実施します。

説明会は、平成28年1月18日(月)13:30から14:30当公社内の会議室で実施します。

7. その他

(1) 無効となる「参加表明書」

「参加表明書」が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがあります。

- ①提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。

(3) その他

- ①「参加表明書」及びプロポーザルの作成・提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- ②提出された書類は、プロポーザルの提出者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ③提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲について、複製を作成することがあります。
- ④受領期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。また、様式3に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができません。
- ⑤提出された書類は返却しません。
- ⑥プロポーザルの提出者として選定された者を公表することがあります。